

公益性のある事業を支援します 市民活動推進補助金を交付

市では、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業(※)を対象に補助金を交付します。

これは、安全で安心な地域社会を次世代に引き継ぎ、より心豊かな市民生活を築くため、市民活動団体の活動の活性化を目的としています。

この補助金には、申請団体の設立からの年数によって「入門編」と「発展編」の2種類があります(左表参照)。

申請事業への補助は、書類およびプレゼンテーションの審査を経て決定し、平成23年4月下旬に交付する予定です。

※公益性のある事業 大勢の市民が利益を受けられる活動のこと。趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは対象外。

【申請できる団体】 ボランティア活動団体・特定非営利活動法人・自治会などで、次の要件をすべて満たすことが必要です。

①市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施すること。
②3人以上で構成していること。
③この補助金を受けるに

当たり、申請から結果報告まで責任を持つて事業を実施できること。
④事業の実施に際し、この補助金だけでなく、事業の参加費を集めたり、寄附金を集めたりするなど、団体の運営について自立している(しようとしている)こと。

【対象となる経費】 公益性のある事業を実施するために直接必要な経費。

(例) パンフレットの用紙・印刷代、会場使用料、外部講師の謝礼など。

【対象とならない事業】 市のほかの補助制度の対



▲写真上=プレゼンテーションの様子。同下=活動の様子

補助の区分と金額

補助事業の区分	団体の区分	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	団体の設立から2年を経過しない団体	上限10万円	1団体につき、団体の設立から2年を経過しない期間において1回に限る
発展編	団体の設立から2年を経過した団体	上限30万円	同一事業を3回まで。ただし、1団体につき、1年度1事業に限る

平成22年度市民活動推進補助金交付団体

《区分》 団体名(事業内容)

《入門編》

◎ライブビートストリート海老名
音楽・ダンス・演劇・大道芸など、みんなが楽しめる時間と空間を提供する

《発展編》

◎海老名里山づくりボランティア山仕事の会
市内3カ所の里地里山で、間伐・下草刈り・廃棄物回収などの作業を行い、里地里山の再生保全を図る

《発展編》

◎海老名女性支援電話「そよ風」
市民向け傾聴入門講座を実施する

《発展編》

◎かながわ子育て情報局
ママとベビーの薬膳(やくぜん)教室や服の上から赤ちゃんをマッサージする教室などを実施する

12/4~10は人権週間 パネル展・特設相談を実施します

日 会場 市役所1階
エントランスホール。

◇特設人権相談(予約制)

相談は無料。秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

▽日時 12月9日(金)9時30分~12時
▽受付場所 市役所705・706会議室
▽相談事項 親族・近隣・悩み事一般。

◇街頭啓発活動

▽日時 12月9日(金)14時~15時
▽場所 海老名駅東口自由通路。

◇毎月第4火曜日に

人権相談を実施中
人権相談は、毎月第4回13時~16時、市民相談室で行っています(予約制)。

また、人権擁護委員の自宅でも相談に応じています。必ず事前に電話連絡の上、ご利用ください。
【人権擁護委員】(50音順)
○伊藤清子(いとう きよ)

▽期間 12月3日(金)~9

運動公園でイルミネーションを点灯



市では、次の期間、運動公園でイルミネーションを点灯します。ぜひご覧ください。

▽期間・点灯時間 12月1日(金)~平成23年1月16日(日)17時~22時(予定)
▽場所 海老名運動公園冒険広場の西側。

◇公園緑地課(☎235・9488)。

こ 大谷北2・27・7、

☎232・7315

○大西幸道(おおにし こうどう) 国分北2・13・

40、☎231・5074

○柴崎政光(しばさき まさみつ) 上今泉17・4、

☎238・5574

○高橋祐子(たかはし ゆうこ) 杉久保北3・6、

20、☎238・4847

○土屋喜良(つちや きよし) 柏ヶ谷383、☎233・1

▽提出方法 デザインは

紙または電子データで提出してください。紙の場合は、彩色された正面図をA4判の白色用紙を縦長に使用。

電子データの場合は、JPEG形式のデータをCDに保存し、A4判用紙に印刷したもの添付。名称、設定は所定の応募用紙に記入してください。

▽応募締め切り 12月28日(必着)

▽選考 選考委員会による第1次選考および市内小学生の人気投票による最終選考の上、決定します(平成23年1月発表予定)

▽表彰 最優秀賞30万円(1作品)

▽その他 最優秀賞受賞作品に関するすべての著作権、商品化権その他一切の権利は市に帰属します。また、使用にあたり作品の修正・改作を行う場合があります。

※必ず実施要領を確認。了承の上、ご応募ください。実施要領および応募用紙は、政策事業推進課で配布(市ホームページからダウンロードも可)。

◇ 同課(☎235・4635)。

海老名のPRに活用 イメージキャラクターを募集

市では、平成23年の市制施行40周年を契機に、海老名のイメージキャラクターを作成するため、作品を募集しています。

これは、誰からも親しまれるキャラクターを作成することで、市内外に海老名の元気・魅力をPRするためです。

▽参加資格 制限なし

▽応募点数 制限なし

▽作品内容 デザイン・名称・設定の3点で構成される作品で、次のコンセプト・応募条件を満たすもの。

《コンセプト》

①元気いっぱい海老名をイメージできること。

②海老名市または海老名の歴史、文化、自然、産業等に由来すること。

③子ども達が海老名に親しみを持てること。

《応募条件》

①オリジナルの未発表作品で、応募者が著作権を有すること。

②既存のデザインの模倣や公序良俗その他法令に違反していないこと。

③第三者の権利を侵害していないこと。